

整理番号	1-13-7-1
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	エネルギー業者との意見交換		
年 月 日	令和3年7月7日～ 令和 年 月 日	金 額	3,170 円

目的	地元エネルギー会社との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使 途	交通費(タクシー代 清水町内→沼津市内)
政務活動・ 県政との 関連性	地元エネルギー会社との意見交換によって現状をお伺いし、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

未 収 書
No.0011

日付 '21年07月07日
車番 100060 800
メ-ク運賃 ¥3030円
迎車料金 ¥140円

運賃料金計 ¥3170円
合計 ¥3170円

毎度御乗車
ありがとうございます
お忘れ物・お問い合わせは
下記までご連絡下さい
伊豆箱根交通株式会社
沼津営業所
電 話
055-984-1280

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,170 円	100%	3,170 円

No. 1-13-7-1



ATMをご利用の際は
矢印の方向から挿入してください。

普通預金 4

	摘要(お客さまメモ)	お引き出し金額	お預け入れ金額	お預け入れ残高	取扱店
01	[Redacted]				
02	[Redacted]				
03	[Redacted]				
04	[Redacted]				
05	03-08-02 イスノコネコウツウ!	7,490			
06	[Redacted]				
07	[Redacted]				
08	[Redacted]				
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

※他店手形・小切手等を入金された場合は、
「お引き出し金額」欄に払い戻しができる
日にちが表示されます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	土木業者と意見交換		
年月日	令和3年7月8日～ 令和 年 月 日	金額	1,280円

目的	地元の土木業者の現状を伺い、相互理解を深めるとともに様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金 清水町内→長泉町内)
政務活動・ 県政との 関連性	近隣地域でも、豪雨災害による被害が多数あった。現状を伺い、地域住民の生活、県民の生活の安定に繋げたい。

《領収書貼付枠》

未 収 書

2021年07月08日

車番 103050 No.4868 800

基本運賃 ¥1140

迎車料金 ¥140

合計金額 ¥1280

決済対象額 ¥1280

決済金額 ¥1280

毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,280円	100%	1,280円



ATMをご利用の際は
矢印の方向から挿入してください。

普通預金 4



03 03-07-31 ファミリスオカ 1,420



07					
08					
09					
10					
11					
12					



13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

※他店手形・小切手等を入金された場合は、
「お引き出し金額」欄に払い戻しができる
日にちが表示されます。

No. 1-13-7-2

請求書

No. 5
(4123)

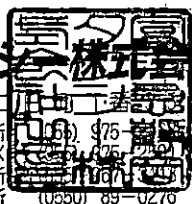
2021年 7月分

〒

411-0902
駿東郡清水町
玉川 5 7 - 1

富士急静岡タクシー株式会社

三島市南二丁目1番13号
本社営業所 TEL 054-975-1111
FAX 054-975-1111
沼津営業所 TEL 054-977-1111
御殿場営業所 TEL (0550) 89-0270



坪内 秀樹

様

口座名義：富士急静岡タクシー株式会社
振込先：スルガ銀行 三島セントラル支店 普通 No.20618
沼津原町支店 普通 No.1096230
御殿場西支店 普通 No.748331
先着：静岡銀行 清水町支店 普通 No.15823
三島支店 普通 No.0514747

毎度ご利用下さいまして有難うございます。6月26日から7月25日までのご利用代金を下記の通りご請求申し上げます。尚、ご入金と行違いの際はご容赦下さい。(下記請求額には消費税が含まれております。)

前回ご請求額	ご入金/回収額	今回発生ご請求額	当月ご請求額
件 ¥7,770	¥7,770	2件 ¥2,420	件 ¥1,420 ¥2,420

ご請求内訳

No. 5
(4123)

乗車日	乗車区間		乗客名/チケット番号	車号	運賃料金	記事
	発	着				
21. 7. 8	玉川	本宿	5 5 9 9 2	0305	1,280	No. 7-2
<p>ご利用ありがとうございます。 前月お知らせの通り振り金 ¥1,000 円ございます。 差引き ¥1,420 円となりますので宜しく御願ひ致します。</p> <p style="text-align: right;">7/31 (三)</p>						

整理番号	1-13-7-3
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	IT業者との意見交換		
年月日	令和3年7月12日～	令和 年 月 日	金額 2,130 円

目的	IT企業家との意見交換により相互理解を深めるとともに様々な課題について共有を図る。
使途	交通費(タクシー代 沼津市内→自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	IT人材不足が指摘されているなか、人材の供給は更に減少するとの予測が出ている。未来を拓くIT人材を育てることが県の産業発展に必要である。

《領収書貼付枠》

※領収書の原本は No.1-13-7-1 に添付

未 収 書

No.0008

日付 '21年07月12日

車番 100440 000

メ-ク運賃 ¥2130円

合計 ¥2130円

毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡下さい

伊豆箱根交通株式会社

沼津営業所

電 話

055-984-1280

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,130 円	100%	2,130 円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡経済研究所会費		
年月日	令和3年 7月 1日～	年 月 日	金額 35,000 円

会の趣旨・目的	実証的な経済活動により、静岡経済・社会の発展に寄与することを目指す。
会の活動内容等	公正中立な立場で調査・研究活動を行い、地域に密着した情報提供を目指し 地域の経済、産業および企業経営に関する問題について実証的な研究・提言を行う
政務活動・県政との関連性	地域に密着した情報を入手し地域経済、静岡経済の発展に即した県政を目指す
<p>《領収書貼付枠》 別紙に添付 令和3年9か月分 $35,000 \times 9/12 = 26,250$</p> <p>繰越分 (R3年4月～6月分) $35,000 \times 3/12 = 8,750$ ※領収書の原本は令和2年 No.1-12-6-17 に添付</p> <p>$26,250 + 8,750 = 35,000$</p> <p>※ 添付書類 (団体の会則・事業概要・その他 ())</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	35,000 円	/	35,000 円
		100%	

整理番号 1-13-7-4

会費振込のお願い

411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩
452-4

坪内ひでき事務所 坪内 秀樹 様

拝啓 いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当所会員として、格別のご支援をいただき誠にありがとうございます。
おかげをもちまして地域経済と企業発展のため、ますます精進出来ますことを厚くお礼申し上げます。今後とも皆様のご期待に沿いたいと願っていますので、引き続き格段のご支援ご高配を賜りますようお願い申し上げます。
つきましては、今年度分の会費を本書によりお払込みいただきたくお願い申し上げます。

敬具

〒420-0853 静岡市葵区追手町1番13号
一般財団法人 静岡経済研究所



振込金領収書

会員番号	[REDACTED]						口数	1	
金額					3	5	0	0	0

(但し 維持会費 2021年 7月から 12ヶ月分)
上記金額をご依頼の振込資金として受取りました。
本会費は、消費税の課税対象外のため消費税は含まれておりません。

静岡銀行

振込先	静岡銀行呉服町支店
受取人	一般財団法人 静岡経済研究所
振込人	氏名 坪内ひでき事務所 坪内 秀樹
	住所 静岡県駿東郡長泉町下土狩 452-4



(取扱店受付→お客様保管)

出納印のないものは無効です。

領収証

2021年 7月 1日

この度は年会費をお納めいただき
ありがとうございました。

維持会費 1口
35,000円

(但し 2021年7月～ 2022年6月分)

上記金額を領収しました。

本会費は、消費税の課税対象外のため
消費税は含まれておりません。

〒420-0853 静岡市葵区追手町1番13号
一般財団法人 静岡経済研究所

電話 <054> 250-8750
FAX <054> 250-8770



郵便はがき



411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩
452-4

坪内ひでき事務所 坪内 秀樹 様

(953027)

セリ耳とすに各欄を厚まてまを「」とす

整理番号 1-12-6-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	静岡経済研究所会費		
年月日	令和2年6月30日~平成	年月日	金額 26,250円

会の趣旨・目的	実証的な経済活動により、静岡経済・社会の発展に寄与することを目指す。
会の活動内容等	公正中立な立場で調査・研究活動を行い、地域に密着した情報提供を目指し地域の経済、産業および企業経営に関する問題について実証的な研究・提言を行う
政務活動・県政との関連性	地域に密着した情報を入力し地域経済、静岡経済の発展に即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

別紙に添付

R3年度. 充当分
 (R3年4月~6月分)
 $35,000 \times \frac{3}{12} \times 4 = 8,750 \text{円}$

$35,000 \times 9/12 = 26,250$

※ 添付書類: 団体の会則 事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	26,250円	100%	26,250円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 1-12-6-17

R3年度. 充当分

領収証

2020年6月30日

この度は年会費をお納めいただきありがとうございました。

維持会費 1口
35,000円

(但し 2020年7月~2021年6月分)

上記金額を領収しました。

本会費は、消費税の課税対象外のため消費税は含まれておりません。

〒420-0853 静岡市葵区追手町1番13号

一般財団法人 静岡経済研究

電話 <054> 250-8750

F.A.X <054> 250-8770

郵便はがき



411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩
1131-1

坪内ひでき事務所 坪内 秀樹 様

(953027)

一般財団法人静岡経済研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究を行い、産業振興及び地域経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究
- (2) 機関誌の刊行、ウェブサイト・電子媒体等を通しての情報提供
- (3) 各種講演会、研修会、セミナー等の開催・業務受託・講師派遣
- (4) 経済・社会及び企業経営に関する調査等受託業務・相談業務
- (5) 通信講座、提携セミナーの紹介、斡旋並びに図書・資料の閲覧・貸出
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けて、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) その他法令で定められた事項

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬等の他、評議員には費用を弁償することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 理事及び監事の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち、常勤の理事を置くことができる。
- 5 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第3項及び前項の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は

監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2. この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 顧問

(顧問の設置)

第40条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、この法人の事業運営について必要な助言を行う。

4 顧問の任期は1年以内とし、再任は妨げない。

5 顧問の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条第1項についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 会員

(会員)

第44条 この法人の事業に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規程によるものとする。

第10章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。



綿仁株式会社
セルフ沼津大岡
営業時間
6時-22時
TEL:055-960-9935 SS:31490-12625

クレジットカード売上票

2021年07月06日 16:04 伝票No.0918
取引通番 3646

TSUBOUCHI/HIDEKI様

一般消費者

0120-00 6806
レギュラーガソリン P01 ¥6146
数量 38.90L
単価 @158

合計 ¥6,146
(内税分消費税 ¥559)

承認No.0000821009
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥6,146
有効期限 XX年XX月 企業コード 9819
端末識別番号 7736410111109
ARCOO ATCO00B 00 AMERICAN EXPRESS

2:0000000-0:0000000 01

処理日付: 2021/07/06 6806-6807
100取引

EasyPay・DrivePayでチャンス

かんたん給油で
お肉をGET!

レシート応募で「ブランド和牛」
などが当たる!

応募締切 2021年8月31日(火)まで
https://drivepay.co.jp



アンケート回答で

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!

毎月1,000名様に!

回答はこちらから▶

期間 2022年3月31日(木)まで



EneJet

納品書(領収書)

(株)吉田石油店
ルート三島SS
静岡県三島市玉川9-1
TEL:055-973-7337
2021/07/20(火)14:10

アメリカンエクスプレス IC
カード

売上 アメリカンエクスプレス
レギュラー
021000 ¥6000
38.46L @156.0 L-6 N-16
割引適用(014215)
2円/L,個 割引 済み

小計 ¥6,000
(10%対象 ¥6,000
内消費税 ¥545)
合計 ¥6,000
承認No. 0000036
支払

AMERICAN EXPRESS
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000056

※本書保管上のおお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.6090 担当:1111 R-1三島
POS番号01
2021/07/20

基本洗車100円割引
2021/07/20(火)14:10
基本洗車
100円引き
有効期限 2021/08/19

1594767
※期間中1回のみご利用できます。
※操作の最初に、バーコードを
読ませてください。
※他SSではご利用できません。
2943745047672



ENEOS

納品書(領収書)

2021年07月31日 18:08

売上
アメリカンエクスプレス IC
カード
提携カード
車両番号
乗車番

レギュラー P-12
38.08L *
156円 ¥5,940
合計 ¥5,940
(消費税10%対象 ¥5,940
内消費税等 ¥540)
クレジット支払

AMERICAN EXPRESS
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000056

現金でも買上げの場合、領収書に書き添えて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を領収書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税がまはります。

伊伝株式会社
D. Dセルフ三島伏見店
静岡県 駿東郡 清水町
伏見596-24
TEL:0559-76-0005 SS-480438
サイトNo 6628-04 元-9No1414-1416
外通番17-60406
2021/07/31

7/6、20、31



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報調査費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所新聞購読料 (辞用)		
年月日	令和3年7月15日～	令和 年 月 日	金額 3,300円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和3年7月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢等の情報を収集し、政策や質問の参考とする

《領収書貼付枠》

ATMをご利用の際は
矢印の方向から挿入してください。

普通預金 3

年月日	摘要(お客さまメモ)	お引き出し金額	お預け入れ金額	お預け入れ残高	取扱店					
01	[REDACTED]									
02										
03										
04										
05										
06										
07										
08										
09						03-07-15 加MISH	3,300			
10										
11										
12										

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,300円	100%	3,300円

整理番号	1-13-7-8
------	----------

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	事務所光熱水費		
年 月 日	令和3年7月 31日～ 令和 年 月 日	金 額	5,279 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持																																																																			
使 途	令和3年7月分 電気料																																																																			
政務活動・ 県政との 関連性																																																																				
<<領収書貼付枠>> (A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)	<table border="1"> <tr> <td>口座 番号</td> <td>00150</td> <td>9</td> <td>167</td> <td>加入 者名</td> <td>東京電力エナジーパートナー 株式会社</td> </tr> <tr> <td>年月分</td> <td>3-7</td> <td>払 込 金 額</td> <td>¥ 5 2 7 9</td> <td>うち消費税等相当額 円</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>ご契約 40 A</td> <td>戸 数</td> <td>ご使用量kWh</td> <td>184</td> <td>コード</td> <td>うち精算金額 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ご使用期間 6月18日～7月18日</td> <td>ご契約変更</td> <td>お名前変更 月 日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>ご使用 契約場 名所 籍</td> <td colspan="2"> 駿東郡 長泉町 下土狩 452 番(地) 4 号 棟 号 坪内ひでき事務所 様 </td> <td colspan="3">お支払人氏名 坪内ひでき事務所 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お 支 払 期 限 日</td> <td colspan="4">8月 18日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。</td> </tr> <tr> <td>地区番号</td> <td>17</td> <td>ご契約 種 別</td> <td colspan="3">従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>お客さま番号</td> <td colspan="5">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お問い合わせ先 カスタマーセンター</td> <td colspan="5">0120-995-902(代)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)</td> <td> 日 附 印 21.7.31 </td> </tr> </table>		口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社	年月分	3-7	払 込 金 額	¥ 5 2 7 9	うち消費税等相当額 円	479	ご契約 40 A	戸 数	ご使用量kWh	184	コード	うち精算金額 円	ご使用期間 6月18日～7月18日			ご契約変更	お名前変更 月 日	月 日	ご使用 契約場 名所 籍	駿東郡 長泉町 下土狩 452 番(地) 4 号 棟 号 坪内ひでき事務所 様		お支払人氏名 坪内ひでき事務所 様			お 支 払 期 限 日		8月 18日				上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。						地区番号	17	ご契約 種 別	従量電灯B			お客さま番号	[REDACTED]					お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902(代)					東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					日 附 印 21.7.31
	口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社																																																														
年月分	3-7	払 込 金 額	¥ 5 2 7 9	うち消費税等相当額 円	479																																																															
ご契約 40 A	戸 数	ご使用量kWh	184	コード	うち精算金額 円																																																															
ご使用期間 6月18日～7月18日			ご契約変更	お名前変更 月 日	月 日																																																															
ご使用 契約場 名所 籍	駿東郡 長泉町 下土狩 452 番(地) 4 号 棟 号 坪内ひでき事務所 様		お支払人氏名 坪内ひでき事務所 様																																																																	
お 支 払 期 限 日		8月 18日																																																																		
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。																																																																				
地区番号	17	ご契約 種 別	従量電灯B																																																																	
お客さま番号	[REDACTED]																																																																			
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902(代)																																																																			
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					日 附 印 21.7.31																																																															

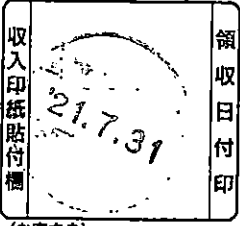
○本領収証により集金員が収納することはありません。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである	5,279 円	/	5,279 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所インターネット接続料		
年月日	令和3年7月31日～ 令和 年 月 日	金額	2,585 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使途	令和3年7月請求分インターネット接続料(6・7月分)		
政務活動・ 県政との 関連性	<p style="text-align: center;">領収証(Receipt)</p> <p>ご請求番号</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p>		
《領収書貼付枠》	<p>お客様氏名</p> <p>坪内 秀樹 様</p> <hr/> <p>金額</p> <p>2021年 7月</p> <p>2,585円</p> <p>うち、消費税相当額 220円</p> <p>NTTコミュニケーションズ株式会社</p> <p>—ピリングカスタマセンタ—</p> <p>料金お問合せ先(無料)</p> <p>0120-506100</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">収入印紙貼付欄</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">領収日付印</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(お客様)</p>		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,585 円	100%	2,585 円

No. (13-9)-10

NTT西日本 西日本電信電話株式会社 静岡支店

411-0943

駿東郡長泉町下土狩452-4

坪内 秀樹 様



※電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようお願いいたします。

TEL (無料) 0120-747488

還付先: 千812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001211001 01207 01200 00*

NTT西日本料金請求書 (NTTWEST-Bill)



2021年 7月 19日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払ください。ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

料金お問合せ先	(無料)
0120-747488	
※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。	
電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ(無料)
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0120-444113へ(無料)
フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは	0120-116116へ(無料)
フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は	0120-248995へ(無料)

お客さま番号	ご請求年月 2021年 7月分	ご請求額 (Charge) 10,752 円	お支払期限 (Due Date) 2021年 8月 2日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)	10,752 10,752	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。
※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>
※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。
※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払い場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。



下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

坪内 秀樹 様



請求明細情報: 2021 年 5 月ご請求分

	合計(税抜)	消費税	総合計(税込)
ご請求金額	9,776円	976円	10,752円

商品名	小計(税抜)	税額	小計(税込)	税区分
BiZiMo光 ファミリーRD	5,980円	598円	6,578円	課税
BiZiMo光電話LL(基本料)	1,250円	125円	1,375円	課税
追加番号使用料	100円	10円	110円	課税
X 転送サービス使用料	500円	50円	550円	課税
X 番号表示サービス使用料	400円	40円	440円	課税
複数チャンネルサービス使用料	200円	20円	220円	課税
BiZiMo光電話機器使用料(無線カード)	100円	10円	110円	課税
BiZiMo光電話(通話料)	537円	53円	590円	課税
BiZiMo光電話(携帯電話等への通話料)	483円	48円	531円	課税
ナビダイヤル/テレドームへの通話料	20円	2円	22円	課税
ユニバーサルサービス料	6円	0円	6円	課税
NTTまとめて支払手数料	200円	20円	220円	課税

No. 1-13-1-10

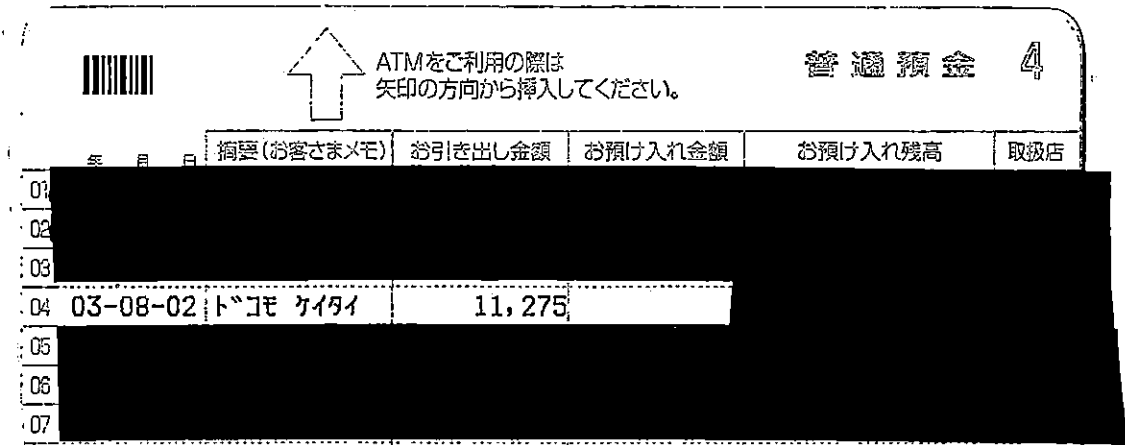
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	令和3年7月31日～ 令和 年 月 日	金額	2,269 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和3年7月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



$$\begin{aligned}
 &(4,980+3,170+100+3) \times 1.10 \\
 &= 8,253 \times 1.10 \\
 &= 9,078 \\
 &9,078 \times 1/4 \\
 &= 2,269
 \end{aligned}$$

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と後援会活動と政務活動で按分。	9,078 円	1/4	2,269 円
		25%	

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
基本使用料等 (計)	4,980	4,980	ご利用期間 (6/1~6/30)		
		4,680	キガライト2: 2年定期	ステップ3: 3GB~5GB	合算
		300	(内訳) キガライト2: 2年定期		
		0	(内訳) spモード利用料	3.2G	合算
			(参考) 高速通信ご利用データ量は		
◇通話料・通信料 (計)	3,170	1,470	Xi・SMS通信料	6月ご利用分	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料		合算
◇その他ご利用料金等 (計)	903	300	留守番電話サービス利用料		合算
		500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
		100	請求書発行手数料	7月請求分	合算
		3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります	合算
◇端末等代金分割支払金	1,317	1,317	端末等代金分割支払金	11回目のご請求です。(全36回)	非対象等
			ご請求は2023年8月請求迄で、分割支払金残額は	32,925円です。	
◇消費税等相当額 (計)	905	905	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	11,275	11,275	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、6月末で	24年6か月となりました。	
			○ポイントのお知らせ		
			6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	90です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	9,053円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
			○ステージのお知らせ		
			6月末のステージは、	プラチナステージです。	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		

整理番号	1-13-7-12
------	-----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和3年7月30日～	令和 年 月 日	金額 110,440 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借																																																		
使途	令和3年7月分賃借料、振込手数料																																																		
政務活動・ 県政との 関連性																																																			
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>14</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>15</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>16</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>17</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>18</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>19</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>20</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>21</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr><td>22</td><td colspan="3" style="background-color: black;"></td></tr> <tr> <td>23</td> <td>03-07-30</td> <td></td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>03-07-30</td> <td>ファミ テスクリヨウ</td> <td>440</td> </tr> </table>				13				14				15				16				17				18				19				20				21				22				23	03-07-30		110,000	24	03-07-30	ファミ テスクリヨウ	440
13																																																			
14																																																			
15																																																			
16																																																			
17																																																			
18																																																			
19																																																			
20																																																			
21																																																			
22																																																			
23	03-07-30		110,000																																																
24	03-07-30	ファミ テスクリヨウ	440																																																
※他店手形・小切手等を入金された場合は、「お引き出し金額」欄に払い戻しができる日にちが表示されます。																																																			
110,000+440=110,440																																																			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである	110,440 円	100%	110,440 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和3年7月1日～ 令和3年7月31日	金額	136,800円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和3年7月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領 収 書

No.
発行日 R3.8.3

坪内 ひでき 様

下記、正に領収いたしました。

金額： ￥136,800

但 令和3年7月分給与として

消費税等

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	136,800円	/	136,800円
		100%	

雇用実績表

7月分		氏名		
-----	--	----	--	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容	
			うち政務活動業務時間数	
1	木	8	8	政務活動費支出関係書類の整理
2	金	7	7	政務活動費支出関係書類の整理
3	土			
4	日			
5	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
6	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
7	水	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
8	木	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
9	金	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
10	土			
11	日			
12	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
13	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
14	水	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
15	木	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
16	金	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
17	土			
18	日			
19	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
20	火	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
21	水	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
27	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
28	水	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
29	木	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
30	金	8	8	政務活動費支出関係書類の整理
31	土			
計		(A) 152	(B) 152	

上記のとおり雇用したことを証明する。

R3年 7月 31日
会派・議員名 自民改革会議・坪内秀樹

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [152時間] × 単価 [900円] = 136,800円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円